

令和元年十一月十五日受領
答弁第六五号

内閣衆質二〇〇第六五号

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、関係機関の検査や情報収集活動の具体的内容に関わる事柄であり、お答えを差し控えたい。

三及び五について

御指摘の「瀨取り」に関わった北朝鮮関連船舶」及び「国連安全保障理事会の制裁決議では、北朝鮮の制裁逃れを助けるすべての資産凍結を加盟国に義務付けているが、日本では船舶を資産凍結、拘留するための根拠法が存在しない」の意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、我が国の対北朝鮮措置の在り方について、拉致、核、ミサイルといった諸懸案をめぐる北朝鮮の対応や国際社会の動きを総合的に勘案し、不断の検討を行っているところである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。